

経営会議の内容

件 名	「(仮称)大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」骨子(案)について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成21年11月24日(火) 14:15 ~ 14:45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、子ども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、生活環境保全課長
提 出 理 由	ポイ捨て等の防止の推進に向け、標記条例を制定したいため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則の適用にあたっての具体的な手法について、どのように考えているのか。 (所管部)パトロールの実施や路上喫煙の啓発員等の口頭による指導、市職員による勧告、命令を行い、改善されない場合について、告発するという段階的な手法によって、罰則を適用していく。 ・ 今回の条例を推進するにあたっては美化推進員などを活用するのか、また、PRの手法について、どのように考えているのか。 (所管部)今回の条例制定に併せて新たな推進員は採用せず、職員によるパトロールや大和市環境事業推進員などを活用する予定である。 また、クリーンキャンペーンなどにおいては、通年のPRとは違った手法などについても検討する。 ・ 過料と罰金の違いについて路上喫煙は「過料」で対応、今回は「罰金」で対応しているが、その理由は？ (所管部)今回の条例の対象区域及び対象者に関し、類似する法律とのバランスを考慮して「罰金」による仕組みとした。 また、路上喫煙については、喫煙を禁止する上位の法的な考え方がないことから、「過料」によって路上での喫煙を禁止した。 ・ 市民からポイ捨てに関する通報があった場合の対応について。 (所管部)場所、違反者を特定するために現地に出向き、特定できた場合については、命令、勧告などに従わない場合には告発ということになる。
会議結果	案のとおり進めていく。